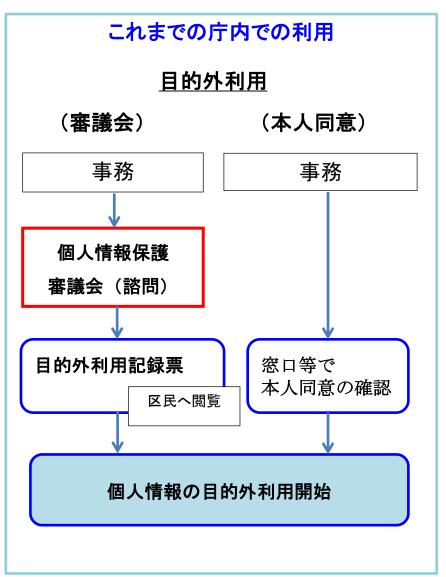
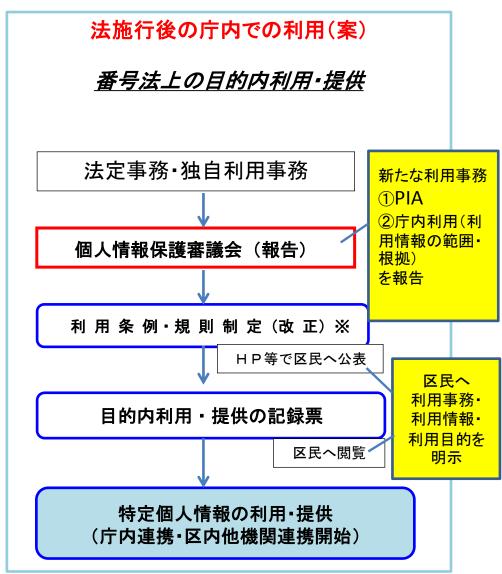
特定個人情報の庁内における利用・提供の流れ





特定個人情報の 適正な取扱い確保のための措置(案)

措置	具体的な内容
リスク対策 (特定個人情報保護評価)	特定個人情報ファイルを保有しようとする場合に特定個人情報保護評価を実施し、 <u>情報公開・個人情報保護審議会へ報告</u> した後、公表する。
利用範囲の適正性確保	新たに「庁内連携」もしくは区役所内他機関へ「提供」する場合には、利用事務・利用する情報の範囲・利用目的について、 <u>情報公開・個人情報保護審議会へ報告</u> する。
利用目的等の区民への明示	「庁内連携」もしくは区役所内他機関へ「提供」する場合には、利用事務・利用情報の範囲・利用目的について、情報利用課における利用記録票の閲覧、区ホームページでの公表により、区民への明示を行う。
罰則の適用	番号法に基づく庁内連携及び区役所内他機関への提供に係る職員の違反行為については、番号法の罰則が適用されることを周知徹底する。